

自転車駐車場設置義務

自転車駐車場設置義務は、昭和63年10月1日の中野駅自転車等放置防止条例の施行当初より建築主に課されています。この施行以降に建築された対象施設では、対応した台数の自転車駐車場設置が必要です。

平成21年1月1日の改正においては、対象地域が商業地域(近隣含む)から中野区全域になり、加えて下記の変更がありました。

1 対象施設の用途及び規模

施設の用途	変更前	変更後
百貨店、スーパーマーケットその他の大規模小売店舗	店舗面積400㎡以上	<u>店舗面積200㎡以上</u>
	20㎡ごとに1台	20㎡ごとに1台
銀行、信用金庫、その他の金融機関	店舗面積500㎡以上	<u>店舗面積250㎡以上</u>
	25㎡ごとに1台	25㎡ごとに1台
パチンコ屋、ゲームセンター、その他の遊技場	店舗面積300㎡以上	<u>店舗面積150㎡以上</u>
	15㎡ごとに1台	15㎡ごとに1台
スポーツ、体育、健康の増進目的施設	運動場面積500㎡以上	<u>運動場面積250㎡以上</u>
	25㎡ごとに1台	25㎡ごとに1台
学習、教養、趣味等の教授目的施設	面積300㎡以上	<u>面積150㎡以上</u>
	15㎡ごとに1台	15㎡ごとに1台
病院、診療所等の医療を提供する施設	—	<u>面積150㎡以上</u>
		15㎡ごとに1台

2 指定区域及び届出対象

対象建築物	変更前	変更後
指定区域	商業、近隣商業地域	全域
施設の新築	要届出	要届出
施設の増築	要届出	要届出
施設の用途変更 ※	届出不要	届出不要(一部努力義務)

※施設の用途変更については、下記のとおり扱います。

○自転車駐車場設置（変更）届の提出は必要ありません。

○用途変更により必要台数が増加する場合、その増加した台数分の自転車駐車場の設置については努力義務です。必要台数分の既に整備されている設置義務自転車駐車場については、継続して運用するものとしてください。